

第2章

子ども・若者と
家庭を取り巻く状況

1 国・東京都・豊島区の動向

1

国の動向

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

- こども基本法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。
- 同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。
- 同法第11条では、地方公共団体は、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとするとし、地方公共団体に子ども等の意見の反映が義務付けられました。
- また、同法に基づき令和5年12月にはこども大綱が閣議決定されました。これにより、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱が一つに束ねられ、子ども施策の基本的な考え方と重要事項、推進するために必要な事項が定められました。

2 児童福祉法等の改正

- 深刻な児童虐待事件が後を絶たないなど、児童虐待が大きな社会問題となり平成28年6月、児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。これにより、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導等の必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の整備が努力義務とされました。
- 併せて、母子保健法の改正により母子保健に関する各種の相談に応じる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」の整備が努力義務とされました。
- 令和元年6月には、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和2年4月から施行されました。
- 令和4年には、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、児童福祉法及び母子保健法の改正により市区町村にこども家庭センターの設置が努力義務化される等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う法改正がなされ、令和6年4月に施行されました。

3 子ども・子育て支援法等の改正

- 急速な少子化と人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月には「こども未来戦略」が閣議決定されました。これにより、政策を抜本的に強化するため3つの基本理念をもとに、保育施策について量の拡大から質の向上へ政策の重点を移す方針が示され、また、児童手当の抜本的拡充や出産等の経済的負担の軽減等、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む具体的施策をまとめた「加速化プラン」が盛り込まれました。
- 令和6年6月、加速化プランの施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するために、子ども・子育て支援法等の一部改正についてが公布されました。

2

東京都の動向

1 東京都こども基本条例の施行

- 東京都は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を定め、令和3年4月1日に施行されました。

2 「都道府県こども計画」への都の対応

- こども基本法第10条では、都道府県こども計画と市町村こども計画の策定が努力義務とされました。
- 東京都では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子ども・子育て支援の総合計画である『東京都子供・子育て支援総合計画』と、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく『東京都子供・若者計画』の2つの法定計画、及び、子ども目線で捉え直した政策の「現在地」と、子どもとの対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」である『こども未来アクション』、東京都の少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランである『東京都の少子化対策』の2つを併せた4つの計画により「こども大綱」の政策目的と軌を一にして、子ども政策・少子化対策を推進することで、「都道府県こども計画」への都の対応としています。

3

豊島区の動向

1 豊島区子どもの権利に関する条例

- 豊島区では、こども基本法(令和4年法律第77号)の制定に先立ち、平成13年に豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申し、平成15年には権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例の制定」が最重要課題と答申したことを踏まえて、平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

- 平成18年4月から条例を順次施行し、児童虐待相談件数の増加を背景に平成22年1月には子どもの権利侵害からの救済・回復を支援するための機関として「子どもの権利擁護委員」を設置しました。
- 平成28年の児童福祉法改正において、児童が権利の主体であることが同法の理念等として明確化されました。このことを踏まえ、子どもの権利保障に向けた施策を推進するために、平成30年1月に「子どもの権利委員会」を設置し、令和2年3月には「子どもの権利推進計画」を策定しました。子どもの権利委員会では、区の取り組みについて、子どもの権利保障の観点から実施状況を調査・審議し、制度改善等につながるよう評価・検証を行っています。
- 令和2年に第1回目となる「としま子ども会議」を開催しました。子どもから区の施策に関する意見を聴き、提案された意見を施策に反映するよう努めることで、子どもの意見反映及び社会参画のさらなる充実を図っています。

2 「こどもまんなか応援サポーター」宣言

- 「こどもまんなか宣言」は、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で取り組むことに賛同し、応援してくれる個人、企業、団体のことで、こども家庭庁が進める事業です。
- 個人や地方公共団体、企業が「こどもまんなか応援サポーター」として自ら行動に取り組むことを目指しています。
- 豊島区においても、令和5年8月に「こどもまんなか社会」の趣旨に共感・賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもにやさしいまちに向けた取組を進めることを宣言しています。



3 としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)の開設

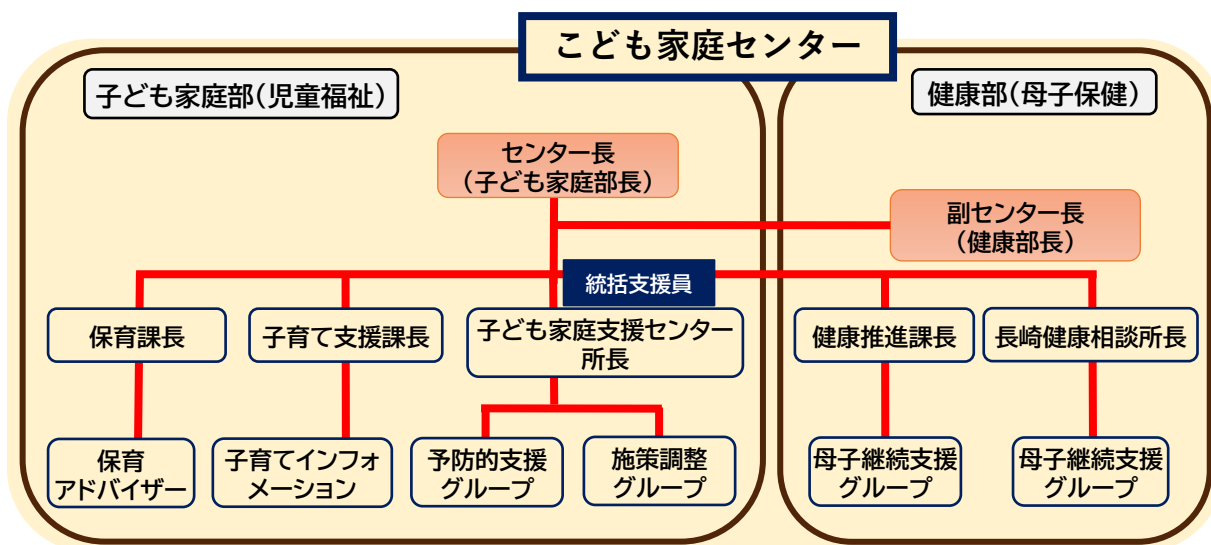
- 令和4年3月に、子どもの権利委員会から「豊島区における子どもの擁護に関する施策」について答申され、「子どもたちからの権利侵害に関する相談体制を充実させること」、「権利侵害を受けた子どもを子どもの権利擁護委員をつなぐための機能として相談員を配置すること」等の提言がなされました。
- 令和5年9月、子どもの権利委員会からの答申を受け、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置しました。としま子どもの権利相談室は、権利侵害に係る子どもからの相談を、第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなぎ、迅速かつ適切に救済を図ります。
- 「としま子どもの権利相談室」は、悩みや困難を抱えた子どもたちの早期発見及び未然防止のための独自の取り組みとして、区内の子どもに関わる施設へ訪問しながら子どもたちの相談を受け付けるアウトリーチ型の相談支援を今後も展開していきます。

4 児童相談所の開設に伴う、新たな児童虐待相談体制の構築

- 近年、子育て環境の問題が複雑化していることから、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、虐待等の相談対応件数も年々増加傾向にあります。このような中、児童相談行政に対してよりきめ細やかな対応を図るため、令和5年2月に児童相談所を設置しました。
- 豊島区は複雑化・多様化する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応するため、「児童相談所」「子ども家庭支援センター」「長崎健康相談所・池袋保健所」による三機関連携の仕組みを構築し、庁内の関係機関と連携した児童虐待対応を行っています。
- また、豊島区が「児童相談所設置市」に指定されたことにより、児童福祉審議会に関する事務や、児童福祉施設等の認可権限など、16の設置市事務について東京都から移管されました。

5 子ども家庭総合支援拠点から「こども家庭センター」へ

- 児童福祉法の改正により、児童福祉と母子保健の一体的支援を更に強化することを目的とし、区市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。
- 豊島区では、令和4年に区の児童福祉部門と母子保健部門の組織を見直し、これまであった妊産婦、子育て世帯及び子どもへのサポート機関であった子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等、関係組織機能の一体化を図ることで相談支援を進めています。
- 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を実現することを目的に、令和6年4月からは、関係課にこども家庭センター機能を付与し、合同会議を開催するなど連携を強化しています。
- 豊島区こども家庭センターは、センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を充て、児童福祉と母子保健の更なる一体的運営を目指して取り組んでいきます。



6 児童発達支援センターの開設

- 西部子ども家庭支援センターは、これまで児童発達支援事業所として集団や個別の通所による療育を行い、発達に不安のある子どもたちの日常生活における基本動作の獲得や集団適応訓練などの支援を実施してきました。
- 児童発達支援センターを開設したことにより、医務室、静養室、調理室を設け、今後は専門的な支援として作業療法、言語指導、理学療法、音楽療法に加え、栄養指導を追加し実施しています。
- 児童発達支援センターと西部子ども家庭支援センターを併設することで相談のハードルを下げるとともに、保護者からの依頼に基づく保育所等訪問支援や障害児を預かる施設への助言などの役割を担い、地域の中核的な機関として、高度な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族、その関係者に対し総合的に対応できるよう支援体制を強化しています。

